

地域公共交通の維持・発展に向けた施策の推進を求める意見書

交通は国民生活及び経済活動にとって不可欠な基盤であり、交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等が制定され、地域公共交通を維持するための制度が少しづつ充実しつつある。

しかし、その一方で、地域の公共交通の廃止や縮小に十分な歯止めが掛かっておらず、企業努力も限界に達している実態がある。

人口減少・少子高齢化が急速に進展している我が国では、限界集落や買い物難民の増加など地域コミュニティの崩壊が進んでいる。そのような中、地球温暖化等環境問題への対応などもあり、公共交通の果たすべき役割はますます重要になっている。

欧米諸国では、公共交通に対する公的補助は採算性の問題よりも持続可能な都市政策を重視し、補助率が運営資金全体の50%を超えるケースも見られ、地域公共交通の利便性の向上に大きく貢献している。

地域公共交通がその機能を十二分に發揮することは、子育て世代や高齢者が安心できる生活環境の構築等を始め、真に活力ある地域社会につながるものであり、人口減少・少子高齢化対策にも大きく寄与するものである。

よって、国においては、地域公共交通ネットワークの再構築等における限られた予算を最大限活用し、地域公共交通の維持・発展に向けた施策を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
あて

福島県議会議長 杉山純一